

教育指導課

## 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例について

### 1 改正の趣旨

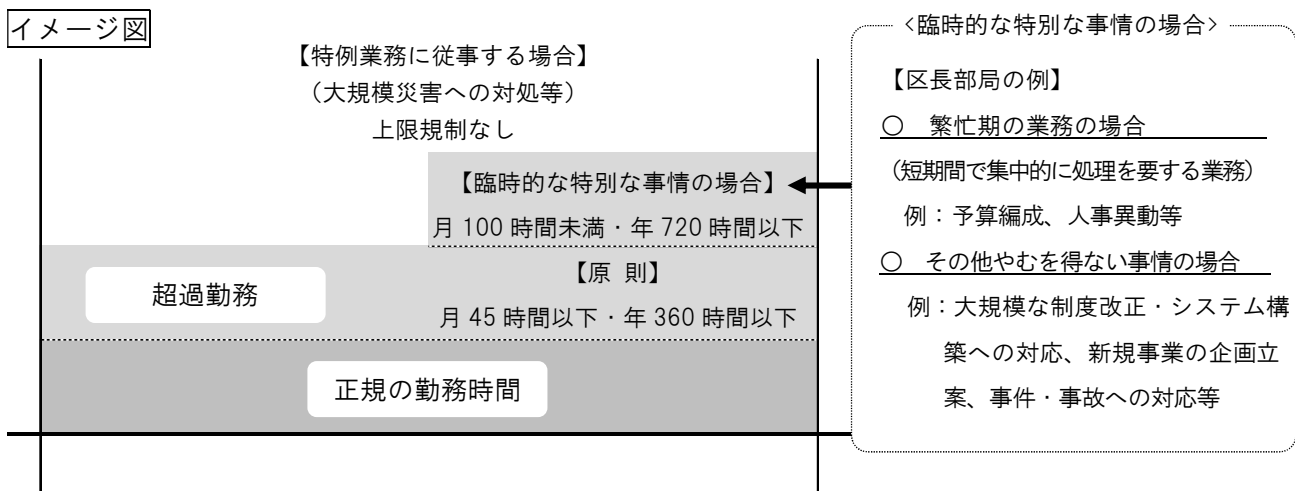
「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成31年4月1日から施行され、民間労働者に対して時間外労働の上限規制が導入されます。また、これに合わせて、国においても人事院規則の改正により、国家公務員の超過勤務命令の上限規制が導入されます。

これらを踏まえ、区の幼稚園教育職員においても、超過勤務命令の上限規制を導入します。

### 2 改正内容

超過勤務命令の上限時間について、以下のとおり教育委員会規則で定めることを規定します。

- (1) 原則月45時間以下・年360時間以下、繁忙期の業務等、臨時的な特別な事情の場合は、月100時間未満・年720時間以下とします。
- (2) 大規模災害への対処等、重要かつ特に緊急に処理を要する業務（特例業務）に従事する場合は、上限規制を適用しません。



なお、幼稚園教育職員は、原則として、超過勤務はさせないものとされており、超過勤務の命令は、次の業務に従事する場合で、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限られています。

- 〔超勤3項目〕
- ① 幼稚園行事に関する業務
  - ② 職員会議に関する業務
  - ③ 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

### 3 施行期日

平成31年4月1日